

豊島区景観計画では、景観まちづくりの目標を実現するため、景観法に基づき、景観計画区域である区内全域を一般地域に、また、特に、自然、歴史・文化、にぎわいなど地域の個性を生かして景観まちづくりを重点的に推進する地区を「景観形成特別地区」に指定し、地区特性に応じた景観形成基準を設けている。

また、景観法の「届出制度」に基づき、景観形成に影響を及ぼす一定の建築等の行為については、届出対象基準を設け、行為に着手する前に事前協議をし、景観計画に適合した内容であるかを確認している。

しかしながら、景観計画策定から 3 年が経過し、事前協議・行為の届出件数も増加して、景観に対する意識の醸成の成果も見られるようになってきた反面、より豊島区内の実状や運用に沿った計画への変更の必要も出てきたため、景観計画一部改定に向け検討していきたい。

◆ 屋根色について ◆

●色彩基準における面積比の考え方（豊島区景観計画 p. 121）

本計画では建築物等の色彩について、届出対象に応じて適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設定するとともに、周辺との調和を図ることとしている。

1) 基本色

○外壁各面の 4/5 は、基本色の基準に適合した色彩とする。

2) 強調色

○外壁に表情をつける場合などは、外壁各面の 1/5 について、強調色の基準に適合した色彩を用いることができる。

3) アクセント色

○強調色の他に外観にアクセントをつける場合は、外壁各面の 1/20 に限って、アクセント色を用いることができる。ただし、強調色とアクセント色の総量は、外壁各面の 1/5 以内とする。

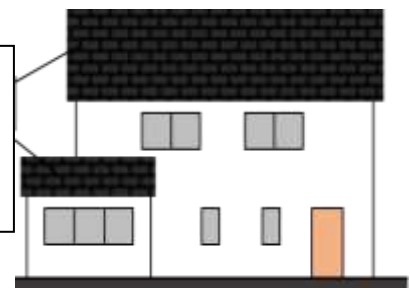
4) 屋根色

○勾配屋根の色彩は、屋根色の基準に適合した色彩を用いる（陸屋根の屋根面には適用されない）。

●一般地域の色彩基準

○勾配屋根は、屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算するものとし、周囲から突出せず、落ち着いたある色彩を基準とする。

強調色やアクセント色にあたる場合  
⇒面積割合の総量は外壁各面の 1/5 以内



## ◆ 問題点 ◆

現在多くの屋根で使用されている屋根材の殆どは明度 4 以下の暗い色である。

これは、本景観計画の色彩基準における強調色又はアクセント色にあたり、戸建住宅や平屋の店舗等で、勾配のある屋根を一般的な屋根材を使用して計画すると、使用する色によっては、色彩基準における面積比の考え方から、色彩基準違反となってしまう事案が考えうる。また、外壁に使用される想定している基本色を屋根の色彩基準として適用することも適切であるとは言えない。

### (参考) 一般的な屋根材のマンセル値

素材	主なマンセル値(色相:明度:彩度)		
	色相	明度	彩度
瓦	5YR~5Y、N	2~4	1~2
スレート	0YR~5YR、N	2.5~3.5	0.5~4
ガルバニウム鋼板	5GY~5G、5BG~5PB	2.5~5	0.3~3
屋根用塗材	5G~5YR	1.5~5	0.2~1(寒色系)、0.3~3.5(暖色系)

## ◆ 豊島区景観計画 色彩基準変更(案) ◆

上記問題点を解決するため、一般地域ならびに屋根色を定めていない特別地区について、屋根色を設定する。但し、現在屋根色を定めていない特別地区は、池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区のみであり、当該特別地区については別途変更計画検討中であるため、今回は一般地域の色彩基準の変更とし、今後、新たに景観形成特別地域が制定される場合には、屋根色の基準について検討することとする。

### [ 変更案の考え方 ]

○屋根色は非常に多様であり、一概に基本色を設定しづらく、また、例えば一見個性的な色でもそれが幾つかまとまることによって特徴ある景観街並みを形成するといったようなことも屋根色の設定の際には考慮が必要であるため、一般地域の色彩基準は、現在屋根色(勾配屋根)を設定している景観形成特別地区よりも緩和されたもので設定する。

○低層(3階建程度まで)の戸建住宅や平屋店舗を想定した一定規模未満の建築物の屋根(勾配屋根)において、現在、外壁と同様の色彩基準であるために、一般的な屋根材にも関わらず強調色やアクセント色扱いとなり使用面積割合が制限されてしまう色彩について勾配屋根の見附面積の割合に関わらず使用可能とすること、また、景観まちづくりを誘導することを目的として、外壁に使用されることを前提とした基本色とは別に屋根色の基準を設定する。

なお、その場合、屋根面を除いた外壁の見附面積にて、外壁基本色/強調色/アクセント色の使用割合を計算する。

[ 変更後の景観計画（案） ]

P122 ④一般地域 1) 色彩景観形成の考え方

(現行)

○勾配屋根は、屋根面の立ち上がりを外壁を含めて面積割合を計算するものとし、周囲から突出せず、落ち着いた色彩を基本とします。

↓

(変更案)

○勾配屋根の色彩は、屋根色の基準に適合した色彩を用います（陸屋根の屋根面には適用されません）。

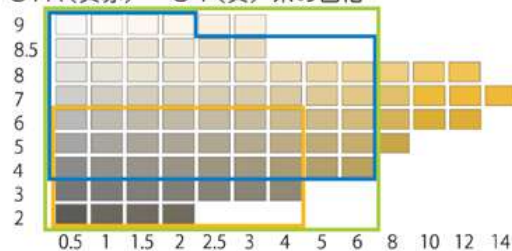
〈色彩基準〉(案)

基準の適用部位・面積	色彩の分類	色相	明度	彩度
外壁基本色	無彩色	N	4 以上 8.5 以下	—
	有彩色	0 R~4.9YR	4 以上 8.5 未満	4 以下
			8.5 以上	1.5 以下
		5.0YR~5.0Y	4 以上 8.5 未満	6 以下
			8.5 以上	2 以下
		その他	4 以上 8.5 未満	2 以下
8.5 以上	1 以下			
強調色	無彩色	N	9.25 以下	—
	有彩色	0 R~4.9YR	—	4 以下
		5.0YR~5.0Y		6 以下
		その他		2 以下
屋根色 (勾配屋根)	無彩色	N	6 以下	—
	有彩色	0 R~5.0Y	6 以下	4 以下
		その他		3 以下

◆今後の予定 ◆

景観形成特別地区、景観重要公共施設も含めた景観計画の一部改定について、パブリックコメントを実施し（令和2年1月11日～2月10日）、その後令和2年3月に審議会に諮る予定。

5YR(黄赤)～5Y(黄)系の色相



外壁基本色の使用可能範囲 屋根色の使用可能範囲 強調色の使用可能範囲

屋根色設定のイメージ